

## 姫路野球協会「少年・学童野球」運営に関する取決め事項

姫路野球協会  
令和8年2月1日

(目的)

第1条 アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全なる発展を計る目的で、姫路野球協会（以下「協会」という。）がこれを組織化し事業の運営にあたるものである。

(事業年度)

第2条 協会の事業年度は、特別の事由のある場合を除き、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(チーム登録)

第3条 協会に入会できるチームは、姫路市、神崎郡に所在し、かつ第13条の規定に該当する者以外の者で組織した、次のいずれかに該当する軟式野球チームとする。

- (1) 少年部、中学生で編成されたチーム
- (2) 学童部、小学生で編成されたチーム

第4条 協会に入会しようとするチームは、成人（18才以上）の責任者（男女を問わない。）をチームの代表者として届出なければならない。

- (1) チームの代表者は、当該チームに関する一切の責任を負うものとする。
- (2) チームの代表者は、その登録事項に異動のあったときは、第十四条の規定の場合を除き直ちにその旨を届出なければならない。
- (3) 登録事項のうち、チーム連絡受取人の住所または氏名の変更を希望するときは、別に定める手数料をその届出と同時に納入しなければならない。

第5条 協会に入会しようとするチームの代表者は、所定の用紙に所要事項を記載し、登録料を添えて登録の申請をしなければならない。

- (1) チームの登録は、年度毎に更新する。
- (2) 登録料の金額については、別に定める。

第6条 前条第1の規定により登録を申請するチームは、少年野球チームにふさわしくないチーム名及び服装は避けなければならない。この場合協会が必要と認めるときは、登録の手続きを拒否、または、チーム名及び服装の変更若しくは修正を求めることができる。

第7条 登録されたチーム名は、特別の場合を除き、当該年度中に変更することはできない。

(登録チーム)

第8条 協会に登録を完了したチーム（以下「チーム」という。）には、協会の主催する大会（以下「大会」という。）に参加出場する資格を与える。

第9条 チームの編成は、家庭保護者の同意を得た第3条に該当する居住者をもって編成しなければならない。

第10条 チームの所属選手として、**登録できる人員**は、姫路大会のみ**30名以内**とする。

- (2) 登録された選手（以下「選手」という。）以外の者は、大会に出場できない。

第11条 選手は、一つのチーム以外には登録することはできない。

(登録選手)

第12条 選手は、次の場合を除き、当該年度中は所属チームを変更することはできない。

- (1) 居住地移転により第9条の規定に抵触することになったとき。
- (2) 所属チームが正式に解散届を提出したとき。
- (3) その他協会がやむを得ない事情があると認めたとき。
- (4) 追加登録選手、抹消選手、背番号変更は各大会毎の受付の際でなければ変更は認められません。
- (5) 大会受付の際に抹消しても、同一大会に登録することはできませんが、次の大会には登録することができます。ただし、再登録し抹消した場合は、その年度中は協会所属チームには登録することはできません。

第13条 次に掲げる者は、選手として登録することはできない。

- (1) 中学校体育連盟野球部に現に登録している者
- (2) 少年硬式野球チームに現に登録している者
- (3) 家庭保護者の同意のない者

第14条 選手の登録追加及び抹消・背番号変更は各大会の参加申込みの際、別に定める参加申込書に記載し申請することができる。ただし、選手の人員は第10条に規定する25名を超えることはできない。

- (2) 選手登録追加については、追加選手1名毎に別に定める手数料を添えて、申請と同時に納入しなければならない。

(監督・コーチ)

第15条 チームは、プレイ上の責任者として監督を置かなければならない。ただし代表者は兼務できる。

- (2) チームは監督の補佐役として、2名のコーチを置くことができる。

第16条 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第10条に規定する30名の枠外で登録できる。ただし、試合でベンチ入りは、25名以内とする。

第17条 監督・コーチは、少年野球の指導適任者でなければならない。ただし、監督、コーチは18歳以上でなければならない。

- (2) 監督・コーチは、ただ単に技術の指導のみでなく所属選手の健康管理、安全管理などに細心の注意を払い、怠ってはならない。

第18条 監督・コーチは、チームと同一のユニフォームを着用しなければならない。

- (2) 監督・コーチのベースコーチは許されない。
- (3) 監督・コーチは、ボールデッド(タイム)中及び第23条の規定以外はベンチを離れることは許されない。

(大会運営)

第19条 各階級別の大会日程は、事業年度毎に定め各事業年度当初に発表する。

- (2) チームには、各大会の前に開催案内と参加申込書を郵送通知する。

第20条 大会に参加しようとするチームは、参加申込書に大会参加料の振替払込領収書を貼付、指定期日までに、協会へ郵送(FAX可)しなければならない。

- (2) 大会参加料の金額については、別に定める。

第 21 条 試合日時及び球場は、決定の都度、ホームページに掲載する。

試合通知は、特別の場合を除き連絡しません。ホームページをご利用してください。

ホームページアドレス：<https://www.himeji-baseball.com/>

(試合運営)

第 22 条 試合中ベンチに入れる者は、登録されている監督、コーチ、選手、スコアラー (1 名)、マネジャー (1 名)、チーム代表者のみとする。

第 23 条 試合中の抗議権は、監督か当該プレーヤーのいずれか 1 名とする。

第 24 条 大会の試合は、**6 回**、または、**90 分ゲーム**とする。ただし、コールドゲームの適用については、以下のとおりとする。

- (1) 「**4 回終了時**」、**7 点以上の得点差**のあるとき、または、「**4 回終了後**」、**7 点以上の得点差を生じた**ときとする。
- (2) 5 回終了時、7 点以上の得点差のあるとき、または、5 回終了後、7 点以上の得点差を生じたときとする。

第 25 条 大会の試合は **6 回**、試合時間は **90 分以内**とする。試合時間又は**6 回を完了して同点の場合**は時間に関係なく、**タイブレーク方式**とし、6 回又は 90 分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、「**1 イニング**」行う。

- (2) 試合時間は、**6 回ゲームで 90 分以内**とし、「**後攻チームがリード**」している場合に限り、**1 時間 25 分 (残り 5 分あっても)**が過ぎていけば、**裏の攻撃はせず試合は終了**とする。

第 26 条 日没、降雨その他の事情で試合の続行が困難と審判員が判断したときは、特別の場合を除き、試合回数にかかわらず、コールドゲームを適用せず特別継続試合として後日 行う。特別継続試合を後日に行う場合は当日試合前提出された、打撃順は変更できないが登録名簿に記載されている選手は追加申請できるものとする。

- (2) 特別継続試合の日時及び、球場の通知については第 21 条を準用する。

第 27 条 **代表決定戦**については、第 25 条を準用する。

- (1) 試合は **6 回**、**試合時間は 90 分以内**とする。試合時間又は**6 回完了**して同点の場合は時間に関係なく「**1 イニング**」行う。**タイブレーク方式**は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。
- (2) 6 回終了前、または延長戦が日没、降雨等で続行不可能となった場合には前条を準用する。ただし、日程に余裕が無い場合は、回数に関係なく終了した均等回の得点で勝敗を決する。なお、同点のときは抽選とする。

第 28 条 試合前の守備練習 (シートノック) は、大会運営の関係上特別に定める場合を除き、行わない。

第 29 条 チームは、試合前に未使用の当該大会使用球 2 個を試合球として提出しなければならない。

- (1) 試合中のファウルボールは、一塁側に飛ばば一塁側ベンチが、三塁側に飛ばば三塁側ベンチが回収し、速やかに球審に届ける事を基本とするが、状況によってはお互い協力して回収に努

めること。

(2) 前項のファウルボールその他が見当たらないときは、攻撃チームが補充する責を負うものとする。

(3) 試合球は、試合終了後当該チームに返却するものとする。

(登録選手服装及び装具)

第30条 チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ユニフォームは、両袖同一でなければならない。左袖には縣市町名以外はつけてはならない。

ただし、近畿大会、全国大会出場の際は左袖に兵庫の文字をいれること、また、文字はローマ字、日本字どちらでもよいが、文字の大きさは4.0cm～4.5cm程度とする。

(2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。ただし、スパイクは除く。

(3) ユニフォームには、0番から99番までの背番号を必ず付けること。その際、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番に統一する。

(4) 背番号の上に選手名を付けてもよいが、その場合はチーム全員が付けなければならない。ただし、ローマ字で姓のみとする。同姓のいる場合は名の頭文字をいれる。

(5) 胸のチーム名は、日本字、ローマ字どちらでもよい。胸にマークを付けてもよい。

(6) チーム名の下、および右袖には社章又は商標などのマークを付けてもよい。※左袖は不可。

(7) 捕手は、公認マスク、レガース、プロテクター、捕手用ヘルメットを着用のこと。

捕手およびブルペンの捕手はファウルカップを着用すること。

(8) 打者、次打者及び走者、ベースコーチも両側にイヤーフラップのついた公認ヘルメットを着帽のこと。

(9) ヘルメットは連盟公認のもので、全個数同色、同意匠のものでなければならない。

(10) 学童部は金属製のスパイクの使用を禁止する。

(規 律)

第31条 次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。

(1) 試合を途中で放棄したチームは、理由の如何を問わず除名または出場停止等それ相当のペナルティを科す。

(2) 審判員または選手（以下この項ではチーム代表者および監督・コーチを含む）に対して、暴行、これに類する威圧的行為のあった選手およびスポーツマンらしくない言動のある選手は、直ちに退場を命じ、出場資格の停止または訓戒等それ相当のペナルティを科す。なお、必要に応じてチームにもそれ相当の処置をする。

(3) ゴミ放棄、バケツ不携帯、飲酒・酒類持ち込み等については、チームへのペナルティを直ちに科す。

(4) 応援団の行為についても当該チームの責任とする。

(5) 試合会場は、公共施設を使用するため、施設内での「喫煙」は禁止とする。

(6) 公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。

第32条 第10条2項および、第11条並びに、第13条の規定に違反した選手等（以下「不正選手

等」という。)を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。

(1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。

(2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。

(3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。

(4) 不正のあった登録チーム及び選手等のペナルティの処理については、別途定める内規「審査委員会」により取り扱うこととする。

第 33 条 不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は挙行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項の措置を準用する。

第 34 条 試合開始時刻に、グラウンドに入場しないチームおよび選手が 9 名に満たないチームは棄権とみなし相手チームに勝利を与える。

第 35 条 各種大会代表決定戦の試合に出場したチームは、代表になってから辞退することができない。

なお、代表チームのメンバーは、代表決定戦時と同等でなければならない。

第 36 条 この規定の定め違反している事実が発覚したチームは、その事情に応じてそれ相当の措置をする。

(大会規則)

第 37 条 大会の使用球は、公認軟球「J 号」とする。

第 38 条 学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。

第 39 条 この規定に定めない事項の以外は、公認野球規則及び全日本軟式連盟競技者必携を準用する。

(補 則)

第 40 条 原則、各大会の抽選は「代理抽選」とするが、各種大会で抽選会を開催する場合には、監督または代理者が出席しなければならない。代理抽選は、特別の場合を除き認められません。

(2) 大会参加料納入済みチームについては、参加を認める。

第 41 条 オーダー表（先発メンバー表）について、試合開始前にはグラウンドに全員集合し、オーダー表（4 部）を試合開始時刻の 40 分前に提出すること。試合当日の控選手も正確に記載し、必ず「ふりがな」をつけること。提出（相互交換した）後のメンバーの変更は、認められない。

第 42 条 試合日程の考慮については、大会運営上原則としてチームの都合を加味することはできかねるが、不都合な試合日については、2 週間前までに事務局宛に文書、または FAX 等の申出のあったものに限り、大会運営に支障のない範囲で考慮するものとする。ただし、他の大会（協会以外の大会）に出場する場合は、この限りではない。

試合日程発表後は、理由の如何に問わず特別の場合を除き変更できない。

なお、審判員の必要が生じた場合、学童チームは、第一試合は、第二試合両チームより塁審 1 名提供、第二試合は第三試合の両チームより、2 名を順次提供するものとする。

ただし、最終試合は協会審判員が担当する。

第 43 条 試合を棄権する場合は、当日朝までに協会へ連絡すること。

(附 則)	改正	令和 2 年 1 月 19 日
	改正	令和 4 年 1 月 16 日
	改正	令和 4 年 3 月 1 日
	改正	令和 4 年 3 月 10 日
	改正	令和 5 年 1 月 15 日
	改正	令和 5 年 5 月 1 日
	改正	令和 7 年 2 月 1 日
	改正	令和 8 年 2 月 1 日

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和4年1月16日

【少年・学童野球】 改正条文：第24条・第25条・第27条を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第24条	大会の試合は7回、または、90分ゲームとする。但し、5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときは、コールドゲームを適用する。	大会の試合は、 <u>6回</u> 、・・・・に改める。
第25条	大会の試合は7回、試合時間は90分以内とする。 <u>但し、同点の場合は、延長戦とし、タイブレーク方式は8回又は(90分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)</u> とし、同点の場合は、後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングまでとする。)	大会の試合は <u>6回</u> 、試合時間は90分以内とする。 <u>但し、同点の場合は、延長戦とし、を「削除」し</u> 新たに「 <u>試合時間又は6回を完了して同点の場合は時間に関係なく</u> 」を「追加」し、 <u>タイブレーク方式とし7回又は(90分過ぎの回から・・・・・・2イニングまでとする。)</u> とする。  新たに 第(2)項を追加する。 (2) <u>試合時間は、6回ゲームで90分以内とし、「後攻チームがリード」している場合に限り、1時間25分(残り5分あっても)が過ぎていれば、裏の攻撃はせず試合は終了とする。</u> を追記する。
第27条	代表決定戦に限り、第二十五条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。 (1) 試合は7回、試合時間は100分以内とする。試合時間又は7回完了して同点の場合は時間に関係なく2回タイブレーク方式で行う。 <u>タイブレーク方式は、(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)</u> とし、同点の場合は抽選とする。 (2) <u>7回終了前</u> 、または延長戦が日没、・・・・尚、同点のときは抽選とする。	代表決定戦については、 <u>第二十五条を準用する。</u> に修正する。  (1) 試合は <u>6回</u> 、 <u>試合時間は90分以内</u> とする。試合時間又は <u>6回完了</u> して同点の場合は・・・・タイブレーク方式で行う。に修正する。 (2) <u>6回終了前</u> 、・・・・抽選とする。に修正する。

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和5年1月15日

【少年・学童野球】

改正条文「第30条」「第32条」「第33条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第30条	<p>チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外 に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ユニフォームは、左袖には・・・文字の大きさは4.0cm～4.5cm程度とする。</p> <p>(2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。</p>	<p><b>第(2)項に「ただし」書きを追加する。</b></p> <p>(1) ユニフォームは、・・・程度とする。</p> <p>(2) <u>同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。</u> <b>ただし、スパイクは除く。を最後に追記する。</b></p>
第32条	<p>第十条2項および、第十一条並びに、第十三条の規定に違反した選手等（以下「不正選手」という。）を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。</p> <p>(1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。</p> <p>(2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。</p> <p>(3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。</p>	<p><b>第32条 第(4)項を追加する。</b></p> <p><b>(4) 不正のあった登録チーム及び選手等のペナルティの処理については、別途定める内規「審査委員会」により取り扱うこととする。</b></p>
第33条	<p>不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は举行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第1項、第2項、<u>第3項の措置</u>を準用する。</p>	<p>不正選手の確認が・・・審査し、不正選手であった場合は、前条・・・<b>「第4項」</b>を準用する。 を<b>追記</b>する。</p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和5年5月1日

【少年・学童野球】

改正条文「第21条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第21条	<p>試合日時及び球場は、決定の都度ホームページに掲載する。</p> <p>平成22年度よりFAXでの試合通知は、特別の場合を除き致しません。ホームページを利用して下さい。</p> <p>ホームページアドレス ： <a href="http://www.eonet.ne.jp/~hyc/">http://www.eonet.ne.jp/~hyc/</a> 神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。</p>	<p><b>第18条 一部を以下のとおり修正する。</b></p> <p>試合日時及び球場は、・・・・・・</p> <p>平成22年度より・・・・・・ホームページを利用して下さい。</p> <p><b>(修正箇所) ホームページアドレス： <a href="https://www.himeji-baseball.com/">https://www.himeji-baseball.com/</a> 神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。</b></p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年1月19日

【少年・学童野球】

改正条文「第24条」「第25条」「第27条」「第31条」を以下のとおり改正する。

条 文	現 行	改 正
第24条	<p>大会の試合は、<b>6回</b>、または、<b>90分ゲーム</b>とする。 ただし、コールドゲームの適用については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>3回終了時、10点以上の得点差のあるとき、または、3回終了後、10点以上の得点差を生じたときとする。</u></p> <p>(2) 5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときとする。</p>	<p>第24条第1項を以下のとおり改める。</p> <p>(1) 「<b>4回終了時</b>」、<b>7点以上の得点差</b>のあるとき、または、「<b>4回終了後</b>」、<b>7点以上の得点差を生じた</b>ときとする。</p>
第25条	<p>大会の試合は <b>6回</b>、試合時間は <b>90分以内</b>とする。 <u>試合時間又は6回を完了して同点の場合は時間に関係なく、タイブレーク方式</u>とし、6回又は90分過ぎの回から(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、<u>同点の場合は、後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングまでとする。)</u></p>	<p>第25条第1項 条文を一部改める。</p> <p>大会の試合は6回、・・・・・・<u>同点の場合は時間に関係なく、タイブレーク方式</u>とし、(・・・・・・)</p> <p>とし、「<u>同点の場合は、後の1回継続打順</u>」を削除し、</p> <p>大会の試合は6回、・・・・・・同点の場合は時間に関係なく、タイブレーク方式とし、「<b>1イニング</b>」行う。 に改める。</p>
第27条	<p><b>代表決定戦</b>については、第二十五条を準用する。</p> <p>(1) 試合は <b>6回</b>、試合時間は <b>90分以内</b>とする。試合時間又は<b>6回完了</b>して同点の場合は時間に関係なく <u>2回タイブレーク方式</u>で行う。タイブレーク方式は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。</p>	<p>第27条第1項 条文を一部改める。</p> <p>(1) 試合は6回、試合時間は90分以内とする。試合時間又は6回完了して同点の場合は時間に関係なく <u>2回タイブレーク方式</u>で行う。<b>を削除し、</b></p> <p>(1) 試合は6回、・・・・・・同点の場合は時間に関係なく「<b>1イニング</b>」行う。に改める。</p>
第31条	<p>(規 律) 次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。</p> <p>(1)～(4) 【参 考】 健康増進法の一部改正する法律(平成30年法律第78号) 令和2年4月1日より全面施行、マナーからルールへ施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない。(喫煙をする際の配慮義務等)</p>	<p><b>新たに「第5項」を追加する。</b></p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) <u>試合会場は、公共施設を使用するため、施設内での「喫煙」は禁止とする。</u> <u>公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。</u> を追記する。</p>

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和8年1月31日

【少年・学童野球】

改正条文「第10条」「第16条」を以下のとおり改正する。

条文	現 行	改 正
第10条	(登録チーム) チームの所属選手として、登録できる人員は <u>姫路大会のみ25名以内</u> とする。	<b>第10条、第16条の一部を改める。</b> <b>第10条</b> チームの所属選手として、 <b>登録できる人員</b> は <u>姫路大会のみ30名以内</u> とする。
第16条	(監督・コーチ) 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する <u>25名の枠外</u> で登録できる。	<b>第16条</b> 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する <u>30名の枠外で登録</u> できる。 <b>ただし、試合でベンチ入りは、25名以内</b> とする。

改正条文「第17条」を以下のとおり改正する。  
和8年2月1日

改正：令

条文	現 行	改 正
第15条	(監督・コーチ) チームは、プレイ上の責任者として監督を置かなければならない。但し代表者は兼務できる。	<b>第17条に、以下のとおり追記する。</b> <b>第17条</b> 監督・コーチは、少年野球の指導適任者でなければならない。 <b>ただし、監督、コーチは18歳以上でなければならない。</b>
第17条	(2) チームは監督の補佐役として、2名のコーチを置くことができる。 監督・コーチは、少年野球の指導適任者でなければならない。	